第三条　別紙２記載の債権

１　清算株式会社は、本協定認可決定確定日又は別紙２記載の協定債権者との間の係争債権の存否が確定した日のいずれか遅い日から１か月以内に、別紙２記載の協定債権者に対し、係争債権について確定した後の別紙２記載の協定債権者の総債権額から第一条第１項による免除を受けた後の債権額の41.576％に相当する金員の弁済をする。

２　別紙２記載の協定債権者との間の係争債権について一部でも不存在であることが確定した場合には、清算株式会社が別紙２記載の協定債権者に対して前項の定めに従い弁済した後になお清算株式会に財産が残る結果となるため、清算株式会社は、別紙２記載の協定債権者に対し、別紙２記載の協定債権者との間の係争債権の存否が確定した日から１か月以内に、当該残余財産から必要な費用を控除した残額につき別紙１記載の債権額、並びに、係争債権について確定した後の別紙２記載の協定債権者の総債権額に応じて按分した金額を弁済する。

３　別紙２記載の協定債権者との間の訴訟の結果、清算株式会社に新たな財産が発見されたとき、又は、別紙２記載の協定債権者との間の訴訟が確定する前に当該訴訟とは関係なく清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社はこれを速やかに換価し、別紙２記載の協定債権者との間の訴訟が確定した日から１か月以内に、別紙２記載の協定債権者に対し、当該換価金から必要な費用を控除した残額につき別紙１記載の債権額、並びに、係争債権について確定した後の別紙２記載の債権者の総債権額に応じて按分した金額を弁済する。

４　別紙２記載の協定債権者は、本条第１項乃至第３項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、協定債権の総額から総弁済額を控除した残額につき、その債務を控除する。

５　別紙２記載の協定債権者との間の訴訟が確定した後に、当該訴訟とは関係なく清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社はこれを速やかに換価し、別紙２記載の協定債権者に対し、換価処分終了日から１か月以内に、当該換価金から必要な費用を控除した残額につき別紙１記載の債権額、並びに、係争債権について確定した後の別紙２記載の協定債権者の総債権額に応じて按分した金額を弁済する。この場合において別紙２記載の協定債権者が前項により行った残債務の免除は、当該弁済額を限度として弁済時に遡って効力を失う。

別紙１

債務者：株式会社ＮＤコーポレーション

計算基準日H23. 11. 25現在

№.	債　権　者　名	債権額合計（円）	第一回配当額（円）
1	銚子信用金庫本城支店	159,391,550及び額未定	66,268,630
2	株式会社商工組合中央金庫	47,879,813及び額未定	19,906,511
3	銚子商工信用組合松岸支店	112,962,036及び額未定	46,965,096
4	千葉興業銀行	21,066,418及び額未定	8,758,573
5	株式会社三井住友銀行	163,633,107及び額未定	68,032,100
6	千葉県信用保証協会	191,112,612及び額未定	79,456,979
7	日本政策金融公庫東京支店	83,345,873及び額未定	34,651,880
8	千葉銀行	150,305,559及び額未定	62,491,039

第一回配当原資（参考）　490,448,337

債権総額

（別紙２の債権を含む）　1,179,642,920

配当率

（配当原資／届出債権総額）　41.576％

別紙２

債務者：株式会社ＮＤコーポレーション

計算基準日H23. 11. 25現在

№.	債　権　者　名	債権額合計（円）	第一回配当額（円）
1	三菱東京ＵＦＪ銀行	249,945,952及び額未定	103,917,529

第一回配当原資（参考）　490,448,337

債権総額

（別紙１の債権を含む）　1,179,642,920

配当率

（配当原資／届出債権総額）　41.576％

千葉地方裁判所八日市場支部

更生手続終結

平成２１年（ミ）第１７号

東京都港区南青山４丁目１番６号

更生会社　トミヤアパレル株式会社

管財人　佐藤　順哉

１　決定年月日　平成24年７月31日

２　主文　本件更生手続を終結する。

３　理由の要旨　更生計画が遂行された。

東京地方裁判所民事第８部

更生手続における包括的禁止命令

平成２４年（ミ）第１号

兵庫県明石市二見町南二見12番地の７

開始前会社　東向鉄工株式会社

主文　開始前会社について更生手続開始の決定がされたとすれば更生債権者又は更生担保権者となる者は、更生手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、開始前会社の財産に対し、会社更生法24条１項２号に規定する強制執行等及び同条２項に規定する国税滞納処分をしてはならない。

平成24年７月30日

大阪地方裁判所第６民事部

更生手続における保全管理命令

平成２４年（ミ）第１号

兵庫県明石市二見町南二見12番地の７

開始前会社　東向鉄工株式会社

１　主文　更生手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、開始前会社の業務及び財産に関し、保全管理人による管理を命ずる。

２　保全管理人　大阪市中央区北浜２丁目６番18号　淀屋橋スクエア12階　色川法律事務所　弁護士　森　　恵一

平成24年７月30日

大阪地方裁判所第６民事部

監督命令

平成２４年（再）第７号

愛知県知多郡南知多町大字山海字高峯３番地の１

再生債務者　株式会社海風

１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。

２　監督委員　名古屋市中区錦３丁目８番７号　こまビル２階Ｂ　池田総合特許法律事務所　弁護士　池田　伸之

平成24年８月１日

名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（再）第１号

和歌山市西浜921番地

再生債務者　上起建設株式会社

１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。

２　監督委員　和歌山市六番丁43番地ハピネス六番丁ビル５階　パークアベニュー法律事務所　弁護士　中川　利彦

平成24年７月31日　　和歌山地方裁判所

再生債権の特別調査期間

平成２４年（再）第１号

埼玉県上尾市上町１丁目９番12号

再生債務者　上尾興業株式会社

特別調査期間　平成24年８月21日から平成24年８月28日まで

平成24年７月31日

さいたま地方裁判所第３民事部